

日本医労連

病院給食対策委員会ニュース

No. 4 2013. 7. 3 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医労連 TEL 03-3875-5871 fax 03-3875-6270

患者・国民のための病院給食の充実と改善を求め！

6月24日 厚生労働省交渉！！

6月24日(月)10時30分から、厚労省第2共用室で日本医労病院給食交渉を実施、日本医労連からは10人、厚労省からは医政局、健康局、保健局、老健局、食品安全部から8人が出席しました。



今年は第3回実態調査の結果の実態を訴えながら6項目の要請項目に対し交渉を行いました。これまでは1時間の交渉でしたが、今回は事前に数値の回答を出させ、また1時間半の交渉時間で余裕があり、要求項目が具体的な交渉となりました。また厚労省側は今回は課長補佐が出席、冒頭で「給食は治療の一環」との認識を示し、また『是非言ってきてください』と積極的にこちら側の実態を受け入れる姿勢が見て取れました。引き続き、厚労省へこちらの資料や情報提供など懇談で現場実態を訴え、日常的に関係を強めること。そして次の交渉に向け嚙下食学会、栄養士会などと懇談をすすめることを確認しました。



要求！病院給食の食数に対する栄養士、調理師、調理員等に関する人員配置基準を新設すること。また、人材確保が困難な実態が改善されるよう必要な診療報酬の引き上げや加算制度の新設を行うこと。

医政局総務課⇒厚労省として患者の食事提供は、必要な治療の一環という認識に立っている。食べることで患者の前向きな治療にも大いにいきてくる。栄養士の人員配置基準は医療法規則にすでに定められている。調理師・調理員については、基準があれば病院給食充実できると考える。外部委託の際も栄養士のよう専門的見地のあるものの人員配置は規則があるので十分だと考える。



要求！嚙下食について、国の統一基準を定め、診療報酬、介護報酬上の加算措置を行うこと。また、嚙下食に関する実態・状況を把握し、検討内容を明らかにすること。日本医労連及び栄養士会などの関係団体の意見を聞き、制度の改善に生かすこと。



保健局医療課⇒栄養士会など各団体に検討をお願いしているがお返事がない。団体でもまとめきらないのが現状ではないか。

老人局介護指導課⇒介護食の位置付けを明らかにすることが大切だと思っている。今農林水産省が検討会開催している。論点整理の会。厚労省もオブザーバーとして入っている。嚥下食、介護食の定義もされていない段階。厚労省としてしかるべき意見を言っていきたい。



要求！災害時対応について、消防庁は備蓄用倉庫などに補助金制度をつくり助成している。医療機関に対しても災害時対応に厚労省が責任をもち、備蓄品について補助金制度を創設すること。

医政局指導課⇒災害拠点病院（638 か所）、貯水槽や自家発電など設備に補助費。食料や医薬品のような備蓄品は通常にも使用できるため、特別に補助は難しい。災害拠点病院をまずは重点的に整備していく。



要求！遺伝子組み換え品の大量流入等、食の安全性を脅かすTPP交渉には参加しないこと！

食品安全部⇒3月15日にTPP交渉参加を表明したところ。食の安全性については日本政府から「守るべきもの」とされ、交渉に臨む。個別の食品安全基準についてはまだ議論はされていない。（食品添加物、残留農薬基準、遺伝子組み換えの緩和は考えにくい）WTOのSPS協定を強化発展にすでに合意している。食の安全性については確保に全力を尽くす。

リーフレットの活用を！

病院給食は治療食

病院給食は治療食

学習会をすすめよう！

欠員補充、人員等の要求を！

委託・合理化組織の統一要求をすすめよう！

正規職員も臨時・パート職員も、給食現場の仲間全員の組合加入を呼びかけよう！

12月7～8日（土日）全国給食問題交流集会（予定）



日本医労連給食対策委員会

病院給食活動の活用のために

